

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで
④ 昭和 59 年 11 月から 60 年 1 月まで

会社を辞めた後、A 市（現在は、B 市）に帰り、親に勧められて昭和 52 年 12 月に国民年金の加入手続をし、60 年 3 月頃まで、申立期間の一部を除き、厚生年金保険に加入していた期間と免除期間以外の期間は国民年金に加入していた。全ての申立期間について国民年金保険料を納付したので保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 53 年 1 月に国民年金の加入手続を行い 52 年 12 月 21 日付けで被保険者となったことが確認でき、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）をみると、昭和 52 年度の欄に未納者カードが作成されたことを意味する「カ」の表示が確認できることから、過年度納付書が発行されたと考えられ、56 年 8 月から 57 年 3 月までの期間については 58 年 2 月に過年度納付していることから、当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人が昭和 53 年 6 月に厚生年金保険に加入したことにより、同年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料が同年 12 月に還付されたことが国民年金被保険者名簿から確認できるが、仮にこの時点で申立期間①の保険料が未納であれば、当該還付金はこの期間の保険料として充当されるべ

きところ、充当された記録が見当たらないことから、この時点で申立期間①の保険料は納付済みであったと考えるのが自然である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると当該期間の直前の昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月までの期間の保険料については、58 年 2 月に過年度納付されていることが確認でき、また、直後の 57 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料については、申請免除されていることが確認でき、申立人がこの当時、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがえることから、申立期間②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

3 一方、申立期間③及び申立期間④については、厚生年金保険の加入期間の間の期間であるが、国民年金の加入手続を行ったとする具体的な記憶は無く、国民年金保険料の納付についても市役所で払ったと思うのみで、申立人の供述からは当該期間に係る加入手続の状況及び保険料の納付の詳細が把握できない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

しかしながら、当該期間のうち、昭和 52 年 12 月については厚生年金保険の被保険者期間であるため、国民年金の被保険者とはなり得ない期間であることから、記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年12月から6年3月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月16日から6年4月30日まで

A社入社時に、社長との間で24万円を給与支給額とするとの約束で入社した。しかし、「ねんきん定期便」によると申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、実際の給与支給額と異なっているので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年4月30日以降の同年5月13日付けで、資格取得日である5年12月16日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年4月30日）において、申立人を除く被保険者全員についても申立人と同様に平成6年5月13日付けで、標準報酬月額が資格取得時に遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「当該事業所は社会保険料を滞納していた。」と証言している上、商業登記簿謄本により、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が上記の記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年12月から6年3月までは26万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月1日まで

昭和38年11月1日から62年7月20日までA社及び同社が社名変更したC社に継続して勤務し、途中4回転勤したが、最初のA社B工場から同社D工場への転勤の際、1日も空けずに勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落しているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(A社B工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる人事記録等はないが、オンライン記録によると申立人はA社及びC社における4回の転勤のうち、申立期間を除く3回については全て1日付けで資格喪失していることが確認できることから、申立人のA社B工場に係る資格喪失日を昭和39年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が商号変更したC社は平成14年に破産している上、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 21 日まで

A社に入社する直前まで、親戚の紹介で働いていたB社での年金記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はB社に勤務していたとしているが、具体的な勤務期間等について記憶が不明瞭である上、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、保険料控除等に関する具体的な記憶も無い。

また、従業員に対する厚生年金保険の適用について事業主及び元同僚に照会したところ、「入社した者は全員、すぐに厚生年金保険に加入させていた。」との証言が得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人に係る関連資料や証言を得ることができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。